

ID: 529

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	工事原因者への工事施行命令		
法令名 根拠条項	海岸法 第16条第1項		
法令番号	昭和31年法律第101号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第16条の規定による。 (工事原因者の工事の施行等)</p> <p>第16条 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設等に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は海岸保全施設等に関する工事若しくは海岸保全施設等の維持(海岸保全区域内の公共海岸の維持を含む。以下この項及び第31条第1項において同じ。)の必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じたその管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を当該他の工事の施行者又は他の行為の行為者に施行させることができる。</p> <p>以下 略</p>			
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日